

佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第25号

佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び法に基づく厚生労働省令で使用する用語の例による。

(基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)

第3条 法第30条第1項第2号イの規定により条例で定める基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に
ついての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条及び第5条において「省令」という。)で定める基準とする。この場合にお
いて、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第193条第2項及び第194条第2項中「公共職業安定所」とあるのは「県、公共
職業安定所」と、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第195条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障
害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者)

第4条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただ
し、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

2 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定
める者は、法人とする。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)

第5条 法第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、省令で
定める基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

第8条第1項(第129条において準用する 場合を含む。)	専用の区画	区画
---------------------------------	-------	----

第180条第2項、第181条第2項並びに第193条第2項及び第194条第2項（これらの規定を第202条において準用する場合を含む。）	公共職業安定所	県、公共職業安定所
第182条及び第195条（第202条において準用する場合を含む。）	障害者就業・生活支援センター	県、障害者就業・生活支援センター
第196条	100分の50	100分の60
	10又は利用定員に100分の40	12又は利用定員に100分の50
	12又は利用定員に100分の30	15又は利用定員に100分の40

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準）

第6条 法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）で定める基準とする。この場合において、同令第30条第3項及び第31条第3項中「公共職業安定所」とあるのは「県、公共職業安定所」と、同令第32条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準）

第7条 法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）で定める基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第66条第2項及び第67条第2項並びに第81条第2項及び第82条第2項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）	公共職業安定所	県、公共職業安定所
第68条及び第83条（第88条において準用する場合を含む。）	障害者就業・生活支援センター	県、障害者就業・生活支援センター
第84条	100分の50	100分の60

	10又は利用定員に100分の40	12又は利用定員に100分の50
	12又は利用定員に100分の30	15又は利用定員に100分の40

（地域活動支援センターの設備及び運営についての基準）

第8条 法第80条第1項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）で定める基準とする。

（福祉ホームの設備及び運営についての基準）

第9条 法第80条第1項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）で定める基準とする。

（障害者支援施設の設備及び運営についての基準）

第10条 法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営についての基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）で定める基準とする。この場合において、同令第25条第3項及び第26条第3項中「公共職業安定所」とあるのは「県、公共職業安定所」と、同令第27条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。